

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。



お知らせ

紙おむつを支給します

在宅で介護している人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

対象者

- ① 町内に住所を有する65歳以上の寝たきり老人または認知症高齢者で、常時おむつを必要とする人
- ② 町内に住所を有する身体または精神に相当程度の障がいのある心身障害児(者)で、常時おむつを必要とする人

※希望者は、4月15日(金)までに福祉係に申請してください。昨年度申請者には、町より継続の申請書を送付します。

※老人保健施設、グループホームまたは病院に入所・入院中の人は支給対象になりません。

支給内容

紙おむつ、尿取りパッド

支給回数 年4回(5月・8月・11月・2月)

申請・問い合わせ

ここに甘楽

福祉課福祉係 ☎(67)5162



福祉タクシー券を交付します

交付します

心身に障がいのある人の移動時の負担を軽減し、行動範囲の拡大と社会参加の機会を増やすため、初乗り運賃分を補助する福祉タクシー券を交付します。

対象者

- 町内に住所があり、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの認定を受けている人で、現在、自動車税または軽自動車税(種別割)の減免を受けていない人

利用の範囲と交付枚数

町と協定を結んでいる業者のタクシーで、年間24枚を交付します。
 ※年度途中に申請した場合は、当該月数に応じた枚数とします。
 ※自動車税の減免を受けた場合は、タクシー券を返却していただきます。

申請方法

身体障害者手帳または療育手帳と印章を持参の上、福祉係で申請してください。

※期限切れの券をお持ちの人は返却してください。

申請・問い合わせ

ここに甘楽 福祉課福祉係

☎(67)5162

甘楽町まちづくりの定住応援金

応援金

町内に新しく家を建てたり購入した場合、または建て直した場合に応援金を交付します。住宅取得した日から1年以内に申請してください。

交付要件

- 甘楽町に居住していること
- 延床面積が50㎡以上の専用住宅を建築または取得した場合
- 居住部分が50㎡以上の併用住宅を建築または取得した場合

《対象外》・増改築

- 公共事業等の補償などにより住宅を建築または取得した場合
- 相続、贈与、そのほか対価を伴わずに住宅を取得した場合

応援金の額 7万円

加算額 ①～④各3万円

- 次の条件に該当した場合は、応援金に加えて加算金を交付します。
- ① 転入加算 ② 子ども加算
- ③ 土地購入加算 ④ 町内業者加算

※詳しくは、ホームページをご確認ください。またはお問い合わせください。

申請・問い合わせ

住民課税務係

☎(64)8313



甘楽町奨学金返還支援助成金(からん未来人材応援事業)

助成金

町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。

対象者

- 大学など(大学、短大、専修、大学院)を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人
- 町内に住所を有し、または町内企業に勤務する人
- 4月1日現在で30歳未満の人

※公務員を除きます。

助成金額

年度内に返還した奨学金の2分の1以内で、上限額は次のとおりです。(最長5年間支援)

- ① 町内に住所を有し、かつ、町内企業に勤務する人：12万円
- ② 町内に住所を有し、町外企業に勤務する人：10万円
- ③ 町外に住所を有し、町内企業で勤務する人：2万円

申請受付期限

9月30日(金)

※詳しくはホームページをご確認ください。またはお問い合わせください。

申請・問い合わせ

企画課企画調整係

☎(74)3133

